

傍聴される皆様へ

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻の30分前から開催予定時刻までの間に、受付において所定の用紙に必要事項を記入し、事務局職員の指示を受けて会場に入場してください。
- (2) 前号の規定にかかわらず、傍聴の当日受付が審議会の円滑な運営に支障をきたすおそれがあると認められる場合は、電子メール等による事前申込みの方法により傍聴者を決定することがあります。
- (3) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員（一般10人／報道機関5人程度）になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を遵守してください。

- (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと。
- (2) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等の着用、プラカード、旗、のぼり等の掲出その他の示威的行為をしないこと。
- (4) 会長の許可がない限り、写真撮影、録画及び録音は行わないこと。
- (5) 携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為をしないこと。

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、審議会の会長又は事務局職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が前項各号の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。